

(第一類 第十七号)
衆議院 第百二十三回国会 予算委員会 議録 第九号

甲 B 34 號送

平成四年三月一日(月曜日)
午後一時開議

予算委員会議

錄第

卷三

第百二十二回国会
予 算 委員会

平成四年三月二日(月曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 山村新治郎君

理事 中山正輝君

理事 町村信孝君

理事 村上誠一郎君

理事 草川昭三君

相沢英之君

井奥貞雄君

小澤潔君

狩野勝君

後藤田正晴君

戸井田三郎君

浜田幸一君

福永信彦君

松永光君

村山達雄君

新盛信隆君

井上稔君

加藤万吉君

柳沢達雄君

伊東信彦君

志賀光君

栗屋教嚴君

池田行彦君

越智伊平君

唐沢後二郎君

志賀節君

出席國務大臣

農林水産大臣 田名部匡省君
通商産業大臣 渡部恒三君
運輸大臣 奥田敬和君
郵政大臣 渡辺秀央君
労働大臣 近藤鉄雄君
建設大臣 山崎拓君

公正取引委員会 事務局取引部長 矢部丈太郎君
事務局審査部長 濱崎恭生君
公正取引委員会監察官 関根謙一君
地頭所五男君

警察庁交通局長 増島俊之君

総務省行政管理局長 増島俊之君

自國家公安委員会 塩川正十郎君

内閣官房長官 岩崎純三君

内閣官房長官 加藤紘一君

内閣官房長官 伊江朝雄君

内閣官房長官 高島有終君

内閣官房長官 竹内透君

内閣官房長官 村田直昭君

内閣官房長官 畠山蕃君

内閣官房長官 小池清彦君

内閣官房長官 坪井龍文君

内閣官房長官 宝珠山昇君

内閣官房長官 関收君

内閣官房長官 萩野貴一君

内閣官房長官 吉富勝君

内閣官房長官 小林惇君

内閣官房長官 長瀬要石君

内閣官房長官 吉田征一君

内閣官房長官 石田寛人君

内閣官房長官 英機君

内閣官房長官 森仁美君

内閣官房長官 良一君

内閣官房長官 悅子君

内閣官房長官 榎崎弥之助君

内閣官房長官 羽田邦夫君

内閣官房長官 政友邦夫君

出席政府委員

法務大臣官房長 法務大臣官房司 法法制調査部長 濱崎恭生君
法務省民事局長 清水邦久君
法務省刑事局長 漢君

外務省アジア局 谷野作太郎君
外務省北米局長 佐藤行雄君
外務省欧亜局長 小倉和夫君
外務省経済協力局長 川上隆朗君

外務省条約局長 柳井俊二君

外務省国際連合局長 丹波實君

外務省情報調査局長 柳井俊二君

外務省監察官 鈴木勝也君

出席委員

通商産業大臣官房総務審議官	渡辺 修君	越智 通雄君	狩野 勝君
通商産業大臣官房審議官	榎元 宏明君	左藤 古堅	越智 通雄君
通商産業省産業政策局長	山本 幸助君	実吉君	松浦 昭君
通商産業省機械工業局次長	向山 秀昭君	勝君	勝君
内閣審議官			
運輸省自動車交通局長	水田 嘉憲君	狩野 勝君	狩野 勝君
郵政大臣官房長官	木下 昌浩君	萩山 教嚴君	越智 伊平君
郵政省電気通信局長	山口 憲美君	福永 信彦君	池田 行彦君
労働大臣官房長官	齊藤 邦彦君	左藤 恵君	左藤 恵君
労働省労働基準局長	佐藤 勝美君	越智 通雄君	越智 通雄君
建設大臣官房長官	望月 薫雄君	越智 通雄君	越智 通雄君
建設大臣官房総務審議官	斎藤 衡君	左藤 恵君	左藤 恵君
建設大臣官房会計課長	近藤 茂夫君	左藤 恵君	左藤 恵君
建設省建設経済局長	伴 裕君	左藤 恵君	左藤 恵君
建設省都市局長	市川 一朗君	左藤 恵君	左藤 恵君
建設省道路局長	藤井 治芳君	左藤 恵君	左藤 恵君
自治大臣官房審議官	吉田 弘正君	左藤 恵君	左藤 恵君
自治省行政局選舉部長	石川 嘉延君	左藤 恵君	左藤 恵君
自治省財政局長	湯浅 利夫君	左藤 恵君	左藤 恵君
予算委員会調査室長	堺口 一郎君	左藤 恵君	左藤 恵君
委員の異動			
三月二日 辞任	池田 行彦君		
越智 伊平君	福水 信彦君		
萩山 教嚴君	補欠選任		
委員外の出席者			

本日の会議に付した案件

平成四年度一般会計予算

平成四年度政府関係機関予算

平成四年度特別会計予算

平成四年度政府関係機関予算

○山村委員長 これより会議を開きます。

平成四年度一般会計予算、平成四年度特別会計予算、平成四年度政府関係機関予算、以上三案を一括して議題とし、総括質疑を行います。

○松浦(利)委員 私は、まず最初に、宮澤総理と申し上げるよりも官澤先生の政治姿勢について、冒頭お尋ねをしておきたいと存じます。

当初、四〇%を超えておりました内閣の支持率が今日半分以下に低下をしておるわけであります。先般、私は、鈴木元総理を参考人にお呼びを

す。いたしましたが、官澤内閣の支持率が低下しておる最大の理由は、国民が期待をしている、いわゆるリクルート事件あるいは共和事件等々、どうも

官澤総理個人の政治姿勢がはつきりしない、問題を隠そうとしておるのか、国民のために解明しようとしておるのかが、実は国民にはつきり映らない

のであります。

鈴木元総理が、糾余曲折はありませんでした、しかし、御本人は勇気と決断を持って、最終的には参考人にここにおいておらずになつた。その理由は二つあ

ると言われている。その一つは、自分とかまの飯を一緒にしてきた官澤さん、あなたを助けてやろうという、そういう思いが一つあったと、こう言っている。もう一つは、巷間、宏池会に金が行つたとか、鈴木さんのものに金が行つたとか、いろいろなことが言われている。自分自身の汚名を挽回したいという思いを込めてここに来ておられたと思うのです。あの八十一歳の高齢の姿を見たときに、言われたことのすべてが私は正確だと思はない、しかし、あの努力、あの気持ち、それは国民の期待に沿つておるのじゃないですか。

あなたは、総理官邸で静かにあれを見ておったそうだ。黙して一つもあなたは言葉は発しなかつたという。どう思いますが、あれを見られて、あの姿を見てあなたはどのようにとられましたか。お答えいただきたいと思うのです。

○宮澤内閣総理大臣 委員会のお求めに応じまして、鈴木元総理がここで参考人として誠意を持つて御質問に答えられた。いわば議会の子として長い間育つてこられた鈴木さんの議会に対する尊敬の念、それがあの御意見にあらわれておったというふうに拝聴いたしました。

○松浦(利)委員 私は、党の調査したあらゆる資料をここに持つてきている。鈴木元総理は、上申書に書いた一千万円以外は全部拒否された。しかし、阿部代議士を通じて、共和の森口副社長あるいは首を切られた関係者の皆さん方があらゆることを言つてはいる。選舉運動で一億数千万を宏池会に納めるために金をくれといつて森口に言つたと申します。これを素直に読んでいただいて、障害をつくるのではないかと、阿部被告の、与野党を通じての要求なんです、これは。与野党を通じてですよ。自民党も入れてですよ。そのことについて法務大臣の、被告人の人権と司法権の関係を配慮した上で、証人喚問に応ずるように、法務大臣も勇気と決断をしてもらいたい。お答えをいただきたいと思います。

○田原国務大臣 お答えします。

先日来の御議論の中でお答えしましたのは、被告人を呼んだ場合のいろいろな問題点を事務的に御説明申し上げ、陳情申し立たることであります

た悲痛な八十一歳の鈴木さんの気持ちを代表して、その汚名をそそいでやるべきなんだ。そういう主張は一つも出てこない。刑事被告人が何だかんだと言つて、今まで証人喚問を見送つてき

戰前ね、我々はそのとき気がついておけばよかつたんです、そのときの政治家が。しかし、そのときの政治家が抵抗する人がおらなかつた、一部おられたけれども。だから、そういう意味で、私は、ただ、小さなものでも芽を摘んでおく、大切なこうした問題については、不安があるときにまごうした問題については、不安があるときには、あるいはその真意をただしていく。そういう細かな詰めが本当の意味でシビリアンコントロールに必要なんじゃないですか。言葉のやりとりじやないんです。どうです、総理。私の思っていることについての総理自身のお考えをお聞かせください。どうぞ長官、先で結構ですよ。

○宮下国務大臣 先ほども先生に御答弁申し上げましたように、それらの所論はいずれも我が国の基本的な防衛政策の枠内のものと私も拝見をいたしましたが、実はこの前ラハマットさんといふ方がおいでになりました。これはインドネシアの方がおいでになりました。これはコタパンジャンというところです。これは、実はこの前ラハマットさんといふ方がおいでになりました。これはコタパンジャンの問題については何らかの措置を講じられたはずであります。それでどういうことを書いてあるかというと、この人は指導者なんですね、言うなら、日本でいえば区長さんぐらいに当たる方だと思うのですが、この人が「この服にはポケットがあります」と言っています。イスラム教の伝統的なリーダーはワロは受けとらない、という象徴です」と言う。この服にはポケットがないんだ。だから、私がここで言つておることは、私のときにはそう言われましたけれども、命がけなんだ、こう言つんですよ、ここに来たのは。

それで、ここに書いてあるとおり読み上げますと、この人は何かこう、ひもを三つぐらい頭に巻いていますね、向こうの人は。三つ垂らしておるんですけど、一重目は人々の意志をあらわす、二重目はイスラム教を信仰する、三重目は政府をあらわしているんだ。このひもを解けば一本になるんですけど、そういうことを前置きしてこの人が言われたのは、実は立ち退きについても補償についても全く具体的な話がされておらぬのです、一方的な話ばかりで、私たちには具体的に、この人は区長さんぐらいの人ですから、その人に話がない、こう言つておられるのです。インドネシア政府に言えば怒られる。大もとの援助国である日本に来てお

なところまで議論され始めますと、もうそれは、制服軍人だから、あなたが言われるよう、許されるからいいんだというだけでは済まされないようくからいいんだというだけでは済まされないような状況が生まれてくるんじゃないかということを私はお聞きをしておるんですが——いや、自衛隊の皆さん御苦労さんと申しますよ。自衛隊の皆さん御苦労さんと申し上げた上で、今言つていることの危機を申し上げておきます。

次の問題に入つておきます。

それでは、次はODAの問題について、外務大臣、それから総理、大蔵にお尋ねをいたしたいと思ふんですが、実はこの前ラハマットさんといふ方がおいでになりました。これはインドネシアの方がおいでになりました。これはコタパンジャンといふところです。これは、百七十五億円の借款が予定されておるんですが、これの水没予定住民、立ち退き予定者が一万六千人とも二万二千人も言われているんです。

これは、来られた人たちの話を聞きますと、実は内政問題、インドネシアの内政的な問題も含まれておりますから言われたことをそのまま申し上げるわけにはまいりませんけれども、印度ネシアの方針になるわけではありませんし、いわんただ何々三佐とかが言つておられることがすぐ防衛廳の方針になるわけではありませんし、いわんや政府の決定になるわけでもありませんので、その点は御心配ないと思いますが、ただ、長官も言つておるといふことだけはつきり申し上げておきま

す。

○宮澤内閣総理大臣 いろいろ研究があることは

それによろしいんだと思いますが、ただ何々三佐

の発電所、それからダムの建設にかかる土木工事並びに関連電線の建設、変電所の新設、拡張

ということでおございまして、円借款につきましては、先生からもお話をございましたが、既に百二十

五億円という第一期分、それから第二期分といった

しまして百七十五億円強でございますが、それぞれ供与、交換公文の締結という意味では供与済み

でございます。

この点につきまして、ただいま御指摘のよう

に、住民の移転という問題を含みます環境問題と

いうことが生起しておりますが、これにつきましては政府としても重大な関心を持って見守つてい

るという状況にござります。

ですから、私はそういう前提に立つて具体的に

お尋ねをします。

○松浦(利)委員 これは「エコノミスト」にこの

ラハマットさんが記者の方としたこれを読みまし

て、ちょっと涙が出来まして。これでどういうこと

を書いてあるかというと、この人は指導者なん

ですね、言うなら、日本でいえば区長さんぐらいに

当たる方だと思うのですが、この人が「この服に

はポケットがあります」と言つておられます。

○川上政府委員 御指摘の点でござりますけれども、先ほども申しましたように、住民移転等を含

みます環境問題につきまして非常に大きな関心を

有しておりますが、移転等を田舎に行なうための必

要な措置というのは、これは言うまでもなく、す

ぐれて相手国政府の内政上の問題でござります

が、我が国といたしましては、円借款供与の種々

の過程におきまして相手国政府と十分に協議しな

がら、その中で相手国立場を確認していく、と

る措置を確認していくという基本的な立場をとつ

ております。

このような立場から、ただいまのこのダムの案

件につきましても、我が国政府といたしましてイ

ンドネシア政府に對しましてできる限りの働きか

けを行つてきておるわけでござります。具体的に

は、住民移転の問題を含みます環境問題につきま

して、インドネシア政府に對して適切な配慮を行

うよう種々の機会をとらえまして要請し、インド

ネシア政府側が具体的な措置をとるというこ

とにいて確認してまいりつておる次第でございま

るのです。各省庁もずっと回つておられるから、各省庁みんな聞いておられるはずです。こういうことが、約九千五百億円、来年度予算に計上されておるODA、これを援助してやつても、政府は喜んでも、国民は喜ばない。相手の政府が喜んでも、相手の國民は喜ばない。こういうことがあつたんじゃ、何のために援助をしておるのかわからないくなると思うんです。

ですから、私はそういう前提に立つて具体的にお尋ねをします。

○松浦(利)委員 インドネシアで、私は本に書きましたが、イン

ドネシアのナルマダ渓谷ダム計画のときにやはりこういう問題があつて、政府は今度のインドネシアにおけるコタパンジャンの問題については何らかの措

置を講じられたはずであります。それでどういうこと

を書いてあるかというと、この人は指導者なんですね、言うなら、日本でいえば区長さんぐらいに

当たる方だと思うのですが、この人が「この服にはポケットがあります」と言つておられます。

○川上政府委員 これは「中山(正)委員長代理退席、委員長着席」

の発電所、それからダムの建設にかかる土木工事並びに関連電線の建設、変電所の新設、拡張

ということでおございまして、円借款につきましては、先生からもお話をございましたが、既に百二十

五億円という第一期分、それから第二期分といった

しまして百七十五億円強でございますが、それぞれ供与、交換公文の締結という意味では供与済み

でございます。

この点につきまして、ただいま御指摘のよう

に、住民の移転という問題を含みます環境問題と

いうことが生起しておりますが、これにつきましては政府としても重大な関心を持って見守つてい

るという状況にござります。

ですから、私はそういう前提に立つて具体的にお

尋ねをします。

○川上政府委員 インドネシアのコタパンジャン

のダム建設にかかる御質問でござりますけれども、スマトラ島のリアウという州及び西スマトラ

州の中間あたりに建設予定をいたしておりまし

て、先生御指摘のとおり、十一万四千キロワット

の発電所、それからダムの建設にかかる土木工

事並びに関連電線の建設、変電所の新設、拡張

ということでございまして、円借款につきましては、先生からもお話をございましたが、既に百二十

五億円という第一期分、それから第二期分といった

しまして百七十五億円強でございますが、それぞれ供与、交換公文の締結という意味では供与済み

でございます。

この点につきまして、ただいま御指摘のよう

に、住民の移転という問題を含みます環境問題と

いうことが生起しておりますが、これにつきましては政府としても重大な関心を持って見守つてい

るという状況にござります。

ですから、私はそういう前提に立つて具体的にお

尋ねをします。

○川上政府委員 インドネシアのコタパンジャン

のダム建設にかかる御質問でござりますけれども、スマトラ島のリアウという州及び西スマトラ

州の中間あたりに建設予定をいたしておりまし

て、先生御指摘のとおり、十一万四千キロワット

の発電所、それからダムの建設にかかる土木工

事並びに関連電線の建設、変電所の新設、拡張

ということでございまして、円借款につきましては、先生からもお話をございましたが、既に百二十

五億円という第一期分、それから第二期分といった

しまして百七十五億円強でございますが、それぞれ供与、交換公文の締結という意味では供与済み

でございます。

この点につきまして、ただいま御指摘のよう

に、住民の移転という問題を含みます環境問題と

いうことが生起しておりますが、これにつきましては政府としても重大な関心を持って見守つてい

るという状況にござります。

ですから、私はそういう前提に立つて具体的にお

尋ねをします。

○川上政府委員 インドネシアのコタパンジャン

のダム建設にかかる御質問でござりますけれども、スマトラ島のリアウという州及び西スマトラ

州の中間あたりに建設予定をいたしておりまし

て、先生御指摘のとおり、十一万四千キロワット

の発電所、それからダムの建設にかかる土木工

事並びに関連電線の建設、変電所の新設、拡張

ということでございまして、円借款につきましては、先生からもお話をございましたが、既に百二十

五億円という第一期分、それから第二期分といった

しまして百七十五億円強でございますが、それぞれ供与、交換公文の締結という意味では供与済み

でございます。

この点につきまして、ただいま御指摘のよう

に、住民の移転という問題を含みます環境問題と

いうことが生起しておりますが、これにつきましては政府としても重大な関心を持って見守つてい

るという状況にござります。

ですから、私はそういう前提に立つて具体的にお

尋ねをします。

○川上政府委員 インドネシアのコタパンジャン

のダム建設にかかる御質問でござりますけれども、スマトラ島のリアウという州及び西スマトラ

州の中間あたりに建設予定をいたしておりまし

て、先生御指摘のとおり、十一万四千キロワット

の発電所、それからダムの建設にかかる土木工

事並びに関連電線の建設、変電所の新設、拡張

ということでございまして、円借款につきましては、先生からもお話をございましたが、既に百二十

五億円という第一期分、それから第二期分といった

しまして百七十五億円強でございますが、それぞれ供与、交換公文の締結という意味では供与済み

でございます。

この点につきまして、ただいま御指摘のよう

に、住民の移転という問題を含みます環境問題と

いうことが生起しておりますが、これにつきましては政府としても重大な関心を持って見守つてい

るという状況にござります。

ですから、私はそういう前提に立つて具体的にお

尋ねをします。

○川上政府委員 インドネシアのコタパンジャン

のダム建設にかかる御質問でござりますけれども、スマトラ島のリアウという州及び西スマトラ

州の中間あたりに建設予定をいたしておりまし

て、先生御指摘のとおり、十一万四千キロワット

の発電所、それからダムの建設にかかる土木工

事並びに関連電線の建設、変電所の新設、拡張

ということでございまして、円借款につきましては、先生からもお話をございましたが、既に百二十

五億円という第一期分、それから第二期分といった

しまして百七十五億円強でございますが、それぞれ供与、交換公文の締結という意味では供与済み

でございます。

この点につきまして、ただいま御指摘のよう

に、住民の移転という問題を含みます環境問題と

いうことが生起しておりますが、これにつきましては政府としても重大な関心を持って見守つてい

るという状況にござります。

ですから、私はそういう前提に立つて具体的にお

尋ねをします。

○川上政府委員 インドネシアのコタパンジャン

のダム建設にかかる御質問でござりますけれども、スマトラ島のリアウという州及び西スマトラ

州の中間あたりに建設予定をいたしておりまし

て、先生御指摘のとおり、十一万四千キロワット

の発電所、それからダムの建設にかかる土木工

事並びに関連電線の建設、変電所の新設、拡張

ということでございまして、円借款につきましては、先生からもお話をございましたが、既に百二十

五億円という第一期分、それから第二期分といった

しまして百七十五億円強でございますが、それぞれ供与、交換公文の締結という意味では供与済み

でございます。

この点につきまして、ただいま御指摘のよう

に、住民の移転という問題を含みます環境問題と

いうことが生起しておりますが、これにつきましては政府としても重大な関心を持って見守つてい

るという状況にござります。

ですから、私はそういう前提に立つて具体的にお

尋ねをします。

○川上政府委員 インドネシアのコタパンジャン

のダム建設にかかる御質問でござりますけれども、スマトラ島のリアウという州及び西スマトラ

州の中間あたりに建設予定をいたしておりまし

て、先生御指摘のとおり、十一万四千キロワット

の発電所、それからダムの建設にかかる土木工

事並びに関連電線の建設、変電所の新設、拡張

ということでございまして、円借款につきましては、先生からもお話をございましたが、既に百二十

五億円という第一期分、それから第二期分といった

しまして百七十五億円強でございますが、それぞれ供与、交換公文の締結という意味では供与済み

でございます。

この点につきまして、ただいま御指摘のよう

に、住民の移転という問題を含みます環境問題と

いうことが生起しておりますが、これにつきましては政府としても重大な関心を持って見守つてい

るという状況にござります。

ですから、私はそういう前提に立つて具体的にお

尋ねをします。

○川上政府委員 インドネシアのコタパンジャン

のダム建設にかかる御質問でござりますけれども、スマトラ島のリアウという州及び西スマトラ

州の中間あたりに建設予定をいたしておりまし

て、先生御指摘のとおり、十一万四千キロワット

の発電所、それからダムの建設にかかる土木工

事並びに関連電線の建設、変電所の新設、拡張

ということでございまして、円借款につきましては、先生からもお話をございましたが、既に百二十

五億円という第一期分、それから第二期分といった

しまして百七十五億円強でございますが、それぞれ供与、交換公文の締結という意味では供与済み

でございます。

この点につきまして、ただいま御指摘のよう

に、住民の移転という問題を含みます環境問題と

いうことが生起しておりますが、これにつきましては政府としても重大な関心を持って見守つてい

るという状況にござります。

ですから、私はそういう前提に立つて具体的にお

尋ねをします。

○川上政府委員 インドネシアのコタパンジャン

のダム建設にかかる御

す。

○松浦(利)委員 インドネシア政府の内政干渉にわたらぬ範囲内で具体的にお尋ねをいたしますが、インドのナルマダ渓谷の苦い経験を踏まえて、住民からの同意書を必ず取りつけてもらいたい、住民の納得すべく補償を解決してもらいたいというようなことはインドネシア政府に対してもう一回お尋ねをいたいのですか。

語りながらわがんてたかと、うつてた
上川上政府委員だいたいましまた確認措置の
中身につきましては、御指摘のとおり、移転地の
確保の問題等の住民移転にかかる問題それから
補償基準等の問題がひどい、まずナシ。

さらに、野生動物の保護にかかる措置等につきましても含めまして、相手国との交渉の過程で、こちら側から要請し、先方から確認をいただいている次第でござります。

○松浦(利)委員 それは口約束ですか、口頭ですか、何か文書によつてちゃんと明記されておるも
のですか。

程におきまして、討議の記録という形で、文章の形に今申しました内容のことをいたしておる次第でござります。

意書を必ずとする、住民の納得すべく補償問題を解決する、あるいは希少動物の移転地を確保する等々については議事録、会議録ということでお互いに確認をした、こういう御返事だと理解をいた

しますが、それじゃ、このとおり実施されちゃならないという苦情は、我々のところに来ておりますけれども、そういう問題について、あなたの方に行かれたと思うのですが、それに付いてはどう

○川上政府委員 討議の記録の中身の話についてございましょうけれども、先ほども申しましたように、住民の移転等の問題、補償措置等の問題でございまして、具体的に何をどうしろという細かいところまでは書いてございませんが、全般的に、先ほど申しましたように、相手の内政干渉になら

卷之二十一

の公職(リバウンド)、一歩も足らず、これは日本の國は二
ないような態度におきましておられることと、諒解の誠意
の中で確認してきたということでございまして、
このことにつきましては、単に文書の上で相手か
ら確認を取りつけたということのみならず、いろ
いろな交渉の過程において繰り返し繰り返し先方
にも要請をしてきておるところでございます。そ
のようなラインに従いまして、インドネシア政府
のいたしましても、我々の理解するところでは、
最近に至るまで非常に大きな努力がこの点につい
て図られておるというふうに理解いたしております。

これから世界で最大の援助国になっていく、経済大国として当然のことだと思います。しかし、せっかく援助してあげても、それが国民から逆に反日感情みたいな感じで、直接我々のところに苦

情が来る。苦情が来ると「どうかしてください」という悲痛な叫びが届けられてくる。しかし実質的には、今御報告があつたように、今までのインドの経験を踏まえて、それぞれ

会議録、議事録の確認をお互いにしておられる、これは一步前進だと思うのですね。

それがうまくいっておらない、インドネシアの国内で、というものに対してもやつてこういうものをチエックするのか。相手を信用しないということになれば外交上の問題が出てきます。しかしこ

住民からは逆に、援助してやった日本が批判を受ける。フィリピンなんかその典型的な例があらわれてきてます。そういうことを考えてくると、せっかくこういうふうにしておつても、相

手、受ける側の方の内部的なことで我々が批判を受けるということでは、これは国民党はたまたまではない。こういうものについて、約束をしたことかそのとおり実施されておるかどうかというチェックの問題について、どういう方法をすればいいのか、大臣の方からもし御見解があればお聞かせいただきたいと思うのです。

卷之三

○渡辺(美)国務大臣　これは非常に難しく述べて、頭の痛い問題なんです。實際は、それじや反対者が一人でもできないかというと、日本国内だって県道をつくるというときに、みんな町は賛成なんだが地権者の一部は絶対反対だと建設省まで反対運動に来る。それじや、反対者があるんだから補助金出すなと言えるかどうかという問題と似たようなことがありますて、問題は程度問題でもございましょう。どこかでダムができるば、日本だってやはり最後まで反対という人ははあるわけですから、他国にもあっても不思議はない。しかし、これが全く医薬品なことであります、今公費を貢づつ

第一は、やはり基本的にいろいろな合意をする
たように、では何のためにやったのだ。國を挙げ
て反対みたいなところへ援助したのかという話に
なつてくる。

ことが一つ。それから、やはり基本的にそういう方向で相手国が努力をしてもらうということが二つ目だらうと私は思います。

いろいろ批判のあつた援助があつたことも事実なんですが、じや、アメリカのようにたくさんの人を送り込んで、設計の段階から、それから施工から落札から竣工検査から経済評議会から全部日本が

やるかということになると、これまた国によつては、アメリカだから文句はないが、日本が行けばこれは経済侵略だとか、やれ内政干渉だとかといふ話になつてくる。これはまだ行革の觀点からそ

んなにたくさんに人はよやせない、悩みがいろいろあるのです、実際は。ですから、そこらのところはこれからいろいろ皆さん方の御意見も聞いて、原則的には相手政府を信用する以外にはない

○松浦(利)委員 通産大臣、これは直接的な、ダメというのと、発電というのは、通産大臣は何か今、外務大臣について御意見ありませんか。

ですが、考え方の問題についてはあらかじめ、こちらの条件とは言いませんが、こういう線でやつてほしいというようなことはもちろんつけ加えていきたいと考えております。

卷之三

○**福島県農林大臣** 外務大臣
加えることはございません。
○**松浦(利)委員** これは総理
きたいと思うのですが、アノ
てこれだけの援助大国になら
て外務省の肩を持つつもりで
ありませんが、どうですか、
お金を援助するわけですから
ク体制とかそういうものの
のだろうと思うのですよ。ま
並み大抵のことじやないで
へ帰つてしまひ、一へで四つ

を持つてふうふう言つてや
よ。きめ細かいことがなか
私は、人をふやせといふ
ませんけれども、必要なこと

らどうですか。今度のこの品
査に行つたのはほんのわず
しか行けない。なぜ行けな
がおらぬのです。それは行

う。しかし、これほど日本
題であるODAの問題につ
務ともよく話していただき
容を強化したらどうですか。

は。
断しかないとと思うのですが

足りないと 思います。それ
と思ひますのですが、ただ
手方の政府の立場というか、
るというのがこれが基本で、

相手方の政府の考え方方がいい
つくり上げられておるかどうか
かどうかということは、ふ
か、それからプロジェクト
意味でいろいろ商社である
かいうことが関係してお
ら、その人たちを通じても

いうものが、大体民意をうまく反映しておるかど
うかということは心がけておりますとかなりわか
る場合が私は多いと思いますので、そういう意味
での幅広い相手国側との接触も私は要るだろうと
思います。一つ一つのプロジェクトということに
限定しますと、とてもそれは一人いても三人いて
もやり切れるものじゃございませんから、やはり
相手国政府とのそういう接触というのも大事なん
じゃないかと思います。

か、これも事実。したがいまして、大蔵省の理解も得ながら、外務省の人員等についてはできるだけ配慮をしてもらつておる。一舉にはできませんが、そういうことを着々やつておりますし、また協調融資をすることが多いのですね、これは。世界銀行とかADB、アジア開発銀行とか、そういうところからたくさん的人が行つても、国際機関ですから、日本の政府の人が行くのじゃなくて国際機関が行つて監督することは、その割に内政干渉みたいなことは余り言われないのですね。したがつて、そういう人たちの調査とか何かをきめ細かく聴取をして、むだのないようにもちらんするとか、いろいろなことはそれは一緒に創意工夫をしてやってきておりますし、今後もやつていただきたい。基本的にはもう少し人はふやしてもらいたいというのは事実です。

○松浦(利)委員 総理、大変お疲れのようですがれども、これは将来に向かつて大変大きな我が国の外交の柱なんですから、ですから、そういうた意味ではやはり外務大臣も、今人の問題にも触れ言われましたけれども、アメリカなんかはチェックして、言つたとおりしてなければ援助を打ち切るのですね。そのプロジェクトを打ち切るのですよ、アメリカなんかは。そういう厳しい対応をしているのですよね。だからそういうことも参考にしていただいて、ぜひ前向きに御検討いただきたいというふうに思います。

もう時間が終了いたしましたので、私の質問は終わります。

○山村委員長 これにて松浦君の質疑は終了いたしました。

次に、中野寛成君。

○中野委員 まず、政治倫理の問題についてお尋ねをいたします。

共和事件は、先日、塩崎議員の証人喚問、鈴木元総理の参考人招致が行われました。ただ、本来こういう内容のことを行いますときには、金を出した人、運んだ人、受け取った人、それぞれの立場の人をお呼びしてその真相を聞いていく、その

すり合わせによつて真相が浮かび上がつてくると
いうのが本来のやり方であるうえります。先般
は金を受け取つたとされる人たちだけをお呼びし
て証人喚問等をしたわけありますから、そこには
は一方的当事者だけしか私どもはお尋ねをいたし
ておりません。全容を解説するために、金を出し
たとされる人、運んだとされる人、これらを含め
まして、根幹をなす証人喚問等が行われますこと
を再度要求をいたしておきたいと思ひます。これ
は、理事会の申し合せに沿つて行つていただき
たいことをこの際強く要求をいたします。

次に、佐川急便事件につきましては、現在司直
の手により真相解明が行われているところであり
ます。それとは別に、行政としてこの事件を反省
し、うみを出し切る必要があると考へるのであり
ます。ちなみに、元松山佐川急便社長の浜田洋祐
氏の証言によりますと、政界工作をしたのは、省
庁にらみをきかせ、各種の便宜を图つてもら
い、摘発の際も罰則をほどほどにしてもらつため
であると申しているようでござります。その政界
工作のために行われたとされる金の流れ等につき
ましては、今後これまで証人喚問等を通じまし
て、司直の解説とともにあわせ全容の解説を図つ
ていただきたい、こう考へておりますが、きょうは政
府に対する質問でございますので、以下、行政に
対して疑いを持たれておりますことを幾つか指摘
をいたしまして、お尋ねをいたします。

まず、次のような疑いが指摘されております。
これは、今まで報道されたこと、以前にこの佐
川問題について衆参両院で質問がありましたこと、
そして最近同業他社の人たちがしきりに、こ
ういう問題があるといろいろな形で直接、間接に
私どもへ指摘をいたしますことを集大成をいた
してまいりますと、こういうことが言えます。

運輸省。路線類似行為、区域外営業、事業用の
貸し渡しなどの道路運送法違反の長期間放置。大
量増車の認可等の便宜。例えば八〇年代の十年間
に全国区域トラック増加が一四五・六%、かかる
に、佐川主管企業はその倍以上の三九七・四%に

次に労働省。これは男女を問いませんが残業時間、それから女子の就労に関する過重労働等のいわゆる労働基準法違反の見逃し。

次に警察庁。集配送の際の駐車違反、スピード違反を前提とした運行計画等の道路交通法違反の見逃し。例えば、これは同業他社の人から直接私が聞きましたところでも、あそこの会社の集配送のトラックはまさに傍若無人である、我々ならあんなところに絶対とめることはできないのに、こういう証言もあります。また、東京→大阪を深夜二時出発、朝六時到着、四時間。どうして東京→大阪が四時間で運行できるのか、これらの問題が指摘をされております。また、何か問題が起つたときにやくざを使う、暴力団を使うということなどから、そういう方向への資金提供もまたあつたであろうと指摘をされております。

建設省。トラックターミナル用の土地取得や農地からの転用の便宜。例えば市街化調整区域内の開発行為は都市計画法により原則禁止されておりますが、転用により地価がすぐに三、四倍にはね上がるという現実がありました。

農林省。農林中央金庫からの八十五億円の融資の転貸し、農林中央金庫法違反、融資審査のすぎんさ等が指摘をされております。

そのほか、公正取引委員会の、不公正な取引、独禁法違反、これを見逃したのではないかとか、郵政省が電波法違反を見逃しているのではないか等々指摘をされているわけであります。

このすべてを今短時間の間に聞くことは不可能であります。私は、この際、各省庁が、このよくなないが過去なかつたか、現在も継続されていないか、そしてまたそれらのことが今後適正に運用されるよう、まずみずから弊を正すという自淨作用がきかつと働いているかどうか、これらのことがなされなければならぬと思います。運輸省、警察庁。

お答えいたします。